

多摩市地域自立支援協議会 平成30年度第3回 会議録

日 時	平成30年12月7日(金) 18:00~20:00	場所	多摩市役所 301 会議室
出席者 (敬称略)	委員 ※敬称略	井上、植草、岡崎、北山、木村、澤田、清水、高橋、田川、野宮、森田、渡辺	
	障害福祉課 (事務局)	松本課長、曾山主査、相良主査、神長主事	
欠席者	委員 ※敬称略	市川、勝手、堀江	
記録者	事務局		
項目	<p>1. 開会</p> <p>2. 議題</p> <p>(1) (仮称) 多摩市障がい者差別解消条例の制定に向けた取り組みについて【資料1】</p> <p>(2) 地域生活支援拠点の整備に向けた取り組みについて【資料2】</p> <p>3. その他(情報提供等)</p> <p>(1) 地域自立支援協議会における議題について</p> <p>(2) ぱらあーと(第28回多摩市障がい者美術作品展)及び障がい者理解促進講演会の案内について</p> <p>4. 閉会</p>		
詳細			
1. 開会	<p>【事務局】</p> <p>—資料の確認—</p>		
2. 議題	<p>【会長】</p> <p>(1) (仮称) 多摩市障がい者差別解消条例の制定に向けた取り組みについて【資料1】</p> <p>それでは次第に沿って進める。</p> <p>議題1について事務局からお願いしたい。</p>		
多摩市障がい者差別解消条例の制定に向けた取り組みについて【資料1】	<p>【事務局】</p> <p>(1) (仮称) 多摩市障がい者差別解消条例の制定に向けた取り組みについて。</p> <p>主なスケジュールは、12月に庁内委員会を設置し、1~3月はアンケートの実施と4月以降に始まる検討委員会の設置の準備をする。31年度は検討委員会を開催し、平成32年3月の議会上程を目指して進める。</p> <p>続いてアンケートについて。アンケートの目的は、①障がい者差別解消条例に必要な項目を考える材料にする、②条例制定後に行う具体的な施策・取り組みの参考とする、③一般市民や民間事業者へ、アンケートを行うことで差別解消や障がい者に対する理解を深めてもらうという3点である。アンケートで得たい内容については、障がい当</p>		

事者からは①自分が感じている差別やバリア、②必要な合理的配慮、③差別解消条例に入れたいこと、一般市民からは①障がい者への配慮や意識に対する現状、②理解を深めてもらうために必要なこと、③差別解消条例に入れたいこと、民間事業者からは①障がい者への対応や配慮の状況、②障がい者の雇用、③合理的配慮をするために必要なことという内容である。

続いてアンケートのやり方についてだが、対象にあわせて、当事者・家族向け、一般市民向け、子ども向け、民間事業者・教育関係者向けの4種類を作成する。当事者・家族向けは、自立支援協議会、権利擁護専門部会、事業所等連絡会の皆様を通して実施の協力を呼びかけたい。一般市民向けは、無作為抽出で郵送する予定。子ども向けは、教育委員会を通して実施予定。民間事業者・教育関係者向けは、商工会や商店会、教育委員会を通して実施予定。紙だけでなく、WEBアンケートも予定している。

アンケートの内容については、事務局で作成した案に対して、権利擁護専門部会の各作業グループでご意見を出していただいた。今日配布しているものは直近の意見以外は反映している。今日いただいた意見を元に、12月中に決定したいと考えている。

権利擁護専門部会からいただいた意見で反映できていないところを説明する。

共通事項として、語尾にクエスチョンマークを付けたほうが良いという意見があり、これから反映する。当事者向けの間8「条例に入れた方が良い内容に○をつけてください（特に入れた方が良いと思うもの3つまでに○）」という設問に足りない項目があるので入れて欲しいという意見については、項目の量が多いという意見もあったので前文の理念や考え方に入れることとして整理した。同じく間8で、特に必要だと思うもの3つまでに限定しないでほしいと意見があったが、市民の方が何を大切だと思っているか優先順位を把握するために、3つまでにしている。

一般市民向けは、一般の人にはイメージが持ちにくいと思うので、困っていることがあればだすけするか？の質問のところに具体例を入れた方が良いと意見があったが、具体例を入れずに自由記述にしている。

民間事業者向けも、具体例がないと分かりづらいと意見があったが、アンケート内に解説として具体例を入れているので、これを参考にしてほしい。

**【会長】**

ここまででご意見をお願いします。

**【委員】**

アンケートの調査対象は何件くらいか？

事業者向けは受けてもらうのが難しいのではないかな。

**【事務局】**

目指す回答数は2000くらい。市民向けの無作為抽出は回答率は40%くらいになると思うので、市民に送る数は1500～3000くらい。

**【委員】**

アンケートのやり方について。子供向けは学校を想定していると思う。障がい者への差別をなくすための条例が作られるということを知らせる意味で良いと思うが、困っている声が上がりにくい気がする。先日自分が困っていることなどを聞くアンケートをとったときに、放課後等デイサービス事業所にお問い合わせしたら割と答えて送ってくれたので、そういうところも配布先に入れた方が良いと思う。

**【委員】**

資料 P4.権利擁護専門部会で上がっている意見で、合理的配慮の定義づけについて、「合理的配慮は“てだすけ・思いやり”ではなく、“要請に対しての変更・調整”」とある。アンケート内の解説①障害者差別解消法の中での合理的配慮の説明文と、解説③の合理的配慮の説明文の言葉が違うのは、あえてなのか。

**【事務局】**

説明を補足させていただきたい。今配布している資料は、権利擁護専門部会でいただいた意見をもとに修正している。資料 P4にある部会からの意見は、当事者向けアンケート問6の設問が元々「どんな合理的配慮（てだすけ・思いやり）が必要ですか」と書いてあり、これに対して「合理的配慮とてだすけ・思いやりは違う」という意見をいただいたので、今回「合理的配慮」という言葉は使わずに「あなたにとって身のまわりでしてほしいてだすけや配慮、こうなったいいなと思うことはありますか」という聞き方に修正している。その代わりに、解説を入れて、合理的配慮がどういうものなのかを詳しく記載した。

**【委員】**

アンケート内の解説の中の説明についてはこのままで良いのか。

**【事務局】**

今見直して、解説①と③で、合理的配慮の提供についての表現がそれぞれで合っていないところがあったので、修正したい。

**【委員】**

解説①と③で言葉が違うと分かりづらいので同じ言葉で説明した方が分かりやすい。

**【委員】**

「こうしてほしい」と伝えられたときだけに対応するのが合理的配慮ではない。解説①は法律的な説明になるのでこの表現でも仕方ないが、解説③の合理的配慮について一般の人にも伝える文章になった場合は、「みんなが暮らしやすい地域にしていく」というメッセージにしたほうが良い。

**【委員】**

当事者向けアンケートの対象者は、施設入所や入院中の方も含まれるのか？

**【事務局】**

権利擁護専門部会の精神作業グループから施設に入っている人にも答えて欲しいと意見があった。どこまでできるか分からないが、関わりのある委員さんから広めてやっていただくことはできると考えている。

	<p><b>【委員】</b>  病院訪問というのがあって、患者さんと話すことがある。病院内であっても、いろんな意見がある。その方たちは、退院後は地域に戻られるので、そういう方の意見も聞いて欲しい。</p> <p><b>【事務局】</b>  精神障害に関わりのある委員さんにもお聞きしながら、どのようなところに設置してもらえるか、配布できるかを今後調整する。</p> <p><b>【委員】</b>  アンケートを受けたときにこの文面・見せ方で見やすいかどうかは疑問に思う。</p> <p><b>【会長】</b>  今のままだと見にくくて答えにくいということか？もっとこうした方が良いというところがあれば意見してほしい。</p> <p><b>【委員】</b>  そこまでは考えられていない。</p> <p><b>【委員】</b>  子ども向けの問1、いきなり「いじめ」とくるとドキっとする。障がいのある人もなんら困らずに暮らせる社会にしたいという思いもこめて、「困っているところを見たり」と付け加えたほうが良い。「困らない状況」というのが権利擁護だと思うので。</p> <p><b>【会長】</b>  「いじめ」という言葉は適切ではないという意見が出た。案として、「いじめられたり」を削除して「いじわる」程度だったら良いか？</p> <p><b>【委員】</b>  「あなたは、障がいのある人が困っているところやいじわるされたりしているところを」とした方が良い。主語を入れる。  その下の問2「何をしてほしいですか？」も、「あなたは」と主語を入れたほうが良い。</p> <p><b>【委員】</b>  「困ったこと」という抽象的な表現でも答えられるのか？  子どもに聞いたときに、どれくらいの範囲のことを答えればよいのか分からないのではないか。</p> <p><b>【委員】</b>  いじめとかいじわるだけだと、限定されていて、みんな「ない」に○をしてしまいそう。</p> <p><b>【会長】</b>  これはアンケートで、インタビューではない。対面と紙どちらが答えてくれるか。</p> <p><b>【委員】</b>  対面の方が内容は出やすい。そもそも障がいのある人との出会いがないから答えられないという懸念はある。</p> <p><b>【委員】</b>  合理的配慮の解説で、「学校で板書を写すのが苦手な子にカメラ撮影を認める」という</p>
--	---

例があるが、これはどの範囲で、誰が認めるのか。そこに差別が出てきたりしないか。障害はなくても書くのが嫌だから撮るといふ人が出てきたら良くないのではと思うがどうなのか。

**【委員】**

実際に実行するときに考えることだが、知的に遅れはなくても、板書を写すのがとても難しいという子は現実的にいる。アンケートとして聞く上ではそういう声も拾い上げたい。

アンケートについて、先生が説明してくれた上で書くのか、配布だけして家庭でやってもらうのか。誰が責任を持って集めるのか。効果的に集められるようにしてもらいたい。

**【会長】**

社会調査の視点で考えると、子どもに聞いても言語化できず、全て「ない」という回答になってしまい有効ではないことにもなる。子どもに聞くのではなく、高校生・大学生くらいに聞けば子どものころのことを回想し回答できる。参考程度の意見としてほしい。

**【委員】**

当事者向けの間6に「してほしいですけや配慮」「こうなったらいいなと思うこと」についてとあるが、こうなったらいいなというのは書きづらく、下手すれば膨大な内容になる。「困っていることは何か」と聞いた方が有意義な意見が出るのではないか。

**【副会長】**

「困っていることは何か」と聞かれても具体的ではなく、知的の人は分かりにくいので、このような表記になった。

**【副会長】**

先ほど子どもに聞いても分からないと意見があったが、子どもも日常生活・学校生活の中でどんなことを差別に思っているのか掘り起こすのは大事だと思うので、具体的に聞いたほうが良いと思う。

市に質問したい。当事者向け問8「条例に入れた方が良い内容について3つまでに○」とあるが、差別解消法によるとこの項目はどれも必要である。市は、最も大事なことを知りたいということで3つと言っていたが、3つという根拠は何か、先ほどの説明で分からなかった。

**【事務局】**

具体的な根拠というのではない。

いくつが良いか、数は絞らないほうが良いか、ご意見があればいただきたい。

**【委員】**

全部必要であり、特に濃淡をつける意味はあるのか？

**【事務局】**

強化して進めていくところを把握するのに良いと思い、選択できる数を3つと設定した。今の聞き方が、「多摩市の条例にいれたほうが良い内容」とあり、これだと全部必要になってしまうので、「特に強調したほうが良い内容」という表現に修正するのも1つの案かと思う。

【会長】

全部必要だがあえて3つ強調するとしたら、という聞き方はどうか。

【委員】

同じく問8、3つ目の選択肢が「民間事業者における合理的配慮の努力義務化」とあるが、これは障害者差別解消法で定められている現状の話で、条例によって義務化にするというのがステップアップなので、この項目はいらないのでは。

【委員】

義務化まではしなくても良いという人もいるかもしれないのであっても良いのではないかな。

【委員】

「義務化の方が良いだろうけどまだ努力義務でも良い」という人もいるからあった方が良い。

【副会長】

必要だと思うものについて○をあえて3つにしなくても、全部の選択肢に○はしないと思う。必要なものに○をしてくださいが良いのではないかな。

答える人にとって、3つと限定されるとやりにくい。

【会長】

事務局から3つとした考えについて説明があったが、委員から必要と思うものに○がされるという意見が出たことから、○は3つに限定しないということで整理をお願いします。

【副会長】

アンケートのやり方についてお聞きしたい。子供向けは、教育委員会に個別に配布するようにお願いするのか、それともアンケート用紙を学校のどこかに置いておいて答える人だけ回答するのか。

【事務局】

置いておいてご自由にといいよりは、学校・学年を限定して配布をお願いしたいと考えている。事業所では、自由にとってもらうというよりは、事業所の方から利用者さんに直接声かけしていただいて答えてもらうようお願いさせていただく方向で考えている。

【副会長】

そうなると、権利擁護専門部会から「小3に「障害」という言葉が伝わらなかった」と意見があったため、持ち帰って家庭で答えるのか、学校でその場で対応して書いてもらうのかで回答作成の環境が全く違う。そこも検討されたほうが良い。

【委員】

教育という立場から考えたら、アンケートをやってこういう条例ができたという教育がとても必要だと思うので、小学3年生と限定せずに子どもたち皆にやったほうが良い。

【会長】

意見は今日以降も受け付けられるか。

【事務局】

12月19日ごろを締め切りにご意見をいただきたいと考えている。

<p>2. 議題</p> <p>(2) 地域生活支援拠点の整備に向けた取り組みについて【資料2】</p>	<p>【会長】</p> <p>議題1はこの程度にとどめ、議題（2）に移る。</p> <p>【事務局】</p> <p>議題（2）地域生活支援拠点の整備に向けた取り組みについて。</p> <p>平成28年度に部会を2回開き検討を進めていた。国でも平成29年度までに設置をしなければならぬと方針があったが、その後設置時期が延び、検討が止まっていた。これから検討を進めていくため議題に挙げた。</p> <p>1. これまでの経緯について説明する。平成27年3月、第4期障害福祉計画で拠点の設置を目標に挙げていた。平成27年度、自立支援協議会で専門部会を作ることを取り決め、平成28年度に2回開催した。主に事業者にアンケートを実施して方向性を伺い、第2回専門部会で面的整備を行うことを確認した。今年度から始まった第5期障害福祉計画でも国の指針に基づき平成32年度までに面的整備すると目標に掲げている。</p> <p>2. 地域生活支援拠点についてであるが、求められる機能が5つある。①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、連携、⑤地域の体制づくりが求められる機能である。拠点の整備にあたっては、原則5つの機能を備える必要があるが、必要な機能や機能の充足については最終的には市町村の判断となっている。整備にあたっては、グループホームや障がい者支援施設に全ての機能を集約する拠点型の整備と、地域の複数の機関が連携する面的整備があり、多摩市は後者で進める。面的整備とは、今ある社会資源、事業所のネットワークを強化し、コーディネートする形で一体的に拠点にしていこうというものである。</p> <p>3. 地域生活支援専門部会について説明する。こちらは拠点を整備するにあたって現状や課題について意見・協議いただいたり、将来的なサービス需要も視野にいれながら多摩市に必要な地域生活支援拠点の整備について協議検討し、方向性を出すところを担っている。今年度はまだ開催できておらず、年明けに開催したい。委員構成は書いてあるとおりだが、主に自立支援協議会の委員さんにも出席いただいている。その他日中活動系の事業所として、「夢うさぎ」・「啓光えがお」、地域活動支援センターとして「あんど」・「の一ま」、グループホームとして「ふぁみりあ」というような委員構成であった。</p> <p>今年度も引き続きこの構成でお願いしたいと考えている。若干変わられている方もいるが、前回から同じようなバランスで委員構成を考えたい。</p> <p>これまでの検討内容としては、面的整備を前提に検討を進めるということや、24時間体制にこだわらずまず体制づくりを始めるという話が出ていた。必要な機能を担う事業所はどれくらいあるか検討しようということになっていた。また、一般相談・特定相談のすみわけをどうするか、現存の社会資源のネットワークづくりをどうやっていくかが課題としてあがっていた。体制づくりに必要な経費と財源について、どこまでを目指してやっていくか、それに対してどれくらい費用がかかるか、まだ具体的に議論できていない。</p> <p>今後の予定は、今年度残り3ヶ月で専門部会を2回開催したいと考えている。多摩市の</p>
--	---

拠点に必要な機能をもう 1 度検討し、32 年度までに目指す形を議論していただく。31 年度は専門部会を 3～4 回開催し、必要な機能や目指す形を踏まえてどう進めていくか、予算編成も見据えた検討を行い議論していただく。32 年度も 3，4 回開催し、段階的に拠点の整備の実施を始めながら、機能を充実させていくための議論をしていただく。

4. 検討するポイントは、どのようなコーディネートが必要とされるかについて議論いただくものと考えている。第 5 期障害福祉計画で掲げている精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、医療的ケア児への支援の関連性については、それぞれ進めていくところではあるが、拠点にも必要な要素なのでこれらも視野にいれて検討を進めていく必要がある。

基幹相談支援センターの設置の方向性については、今は設置できておらず、どう進めて行くかも検討のポイントとなる。

緊急時に対応できる機関の増については、対応できる場所が増えれば分散してそれぞれの事業所の負担も軽減し、対応の幅が広がるので、それを目指してやっていきたい。参考資料は国からの資料で、拠点がどういうことかなど分かりやすくまとまっているので、参考にご覧いただきたい。

具体的には専門部会でお話いただくが、これをやったほうが良いなどご意見あればいただきたい。

#### 【課長】

補足させていただく。地域生活支援拠点の整備については非常に分かりにくいですが、参考資料 1 に分かりやすく書かれている。地域生活支援拠点の整備とは、障がい者の重度化高齢化、親亡き後を見据えて、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することとなっている。

障がいのある方をどう支えていくか、連携しながら支えていくということが求められている。そのような中で、先ほど係長から今後の予定やポイントを挙げていたが、これは福祉計画にも挙げている。地域の社会資源がこれからどう整備されていくか、市としてもあわせて進めていかなければならないと考えている。市内事業所の皆様には、今後法人としてどのような取り組みをしていくかアンケートもとらせていただいているが、まだ整理できていない。拠点の整備にあたってそういうところも大きく影響してくるし、当事者からも施設を整備してほしいと聞いているところもある。事業所としても、こういう機能がないとダメということもあるかもしれない。

ぜひこういうところの議論を深めて欲しいというポイントがあればいただきたいと思いい議題に挙げた。

#### 【委員】

現実的にこれから色々な社会資源の方とお話するということになると思うが、限られている事業所で例えば虚弱な人たちへの緊急時の対応が増えたり、ヘルパーの支援が必要



<p>3. その他 (情報提供等)</p> <p>(1)地域自立支援協議会における議題について</p>	<p>という要望もある中で、人材や場所の受け入れ態勢が現実全然足りていない。障がい者が加齢で病気になるということもあるので、日常的に通所して1日が終わるとというのが持続不可能。通えない、親も面倒見られない、医療的などところは事業所も対応できない、となるので、横断的に考えていかないといけない。みんなどうにか兄弟や親戚でまかっているのが現状で、これが一番大きな課題。</p> <p>多摩市は面的整備といっているが、全てを担える場所の確保を将来的にしてほしい。</p> <p><b>【委員】</b> 基幹相談支援センターについては検討いただけるとありがたい。そういう機能があると安心できる。核となる場所があって、何かがあったときに一緒に考えてくれるところがあると良い。</p> <p><b>【委員】</b> 基幹相談支援センターがコーディネートやリーダーシップをとっていく。福祉計画の中では、当面市がやるとあるが、市がやるのかどうかは大きな議題になると思う。そこがしっかりしないと後が続かない。</p> <p><b>【委員】</b> 高齢の分野だと地域包括支援センターが5箇所あり、障害分野でも核になるところはどうしても必要。核になるところがあり、それぞれの機能ごとのネットワークをつくるのがはじまりではないかと思う。</p> <p><b>【委員】</b> 親が亡くなったり病気になったときにすぐ看てもらえるところは必要とすごく言われる。 親からの自立となるとヘルパーが必要だが、ヘルパーも高齢化しているので、どうヘルパー人材を育てていくか、拡大するのは問題になると思う。募集をかけても全然来ない。事業者はみんな悩んでいると思う。</p> <p><b>【会長】</b> 今日出た議論は部会に持って行って議論されるよう事務局にお願いします。 次に、3.その他に進むが、説明をお願いしたい。</p> <p><b>【課長】</b> 3. その他 自立支援協議会における議題について。 前回は協議会で何を議論するかはご意見いただいたが、開催中の多摩市議会の一般質問で、ある議員さんが「若い障がい者の性暴力被害について対策を進めるべきではないか、教育を進めていく必要があるのでは」という質問がでた。現場に関わっている方は取組みにくいナーバスな問題であり、あまり触れないで欲しいという家庭もあるだろう。 障がい者本人に関わりが深い方が性的被害の事件に関与している事例も多いという話もあり、信頼していた人からそのようなことをされることもある。子どもだと、信頼している人が信頼できなくなるというのは大変な問題。どういうところから理解を進めればよいのか難しい。</p>
---	---

「子どものころからそういう教育をするべきでは」、「接触を求められたときに子どもからイヤと言えるように」というのが議員からの提案。成人になっても、問題に巻き込まれる人もいる。成人になったから教育しなくて良いということではない。

議題というわけではないが、こういうことを進めればトラブルに巻き込まれないのではないかなどあればご意見いただきたい。個別支援計画を作るときに、気をつけてくださいという話をされている事業所もあると聞いたが、効果的な取り組みや、反対に課題などあればごつくばらんにお聞きしたい。

20歳未満で性暴力を受ける人が障がい者に限らず多いと警視庁の統計で出ており、被害を受けている障がい者も多いだろうと思う。

お話いただけたら市側もそれを題材に検討したいと思う。

**【委員】**

たまたま最近会議で話題になった。最近稲城の相談支援事業所のプログラムで性教育について取り上げ、突っ込んだ内容でお話されている講師をお呼びした。すると、親から直接、うちの子は出したくないと断りの電話があったりした。こちらとしては、だまされて風俗で働くことになった利用者さんがいたり、性虐待の問題は身近にあるということでこのプログラムを行った。支援学校ではそのような教育をしないと聞いたがそれはなぜかということ、特別支援学校の立場からお話を聞きたい。生徒に対して一律に同じ内容で話を提供するのでも違うし、生徒を選んで提供するのでも違う。教師によっては、教育の範疇ではないと言う人もいる。

**【委員】**

七生養護学校の事件の際に性教育の取り組みの調査を都の教育委員会から受け、指導が入り、取り組みが萎縮した。

現在都でも性教育は教育課程の中にあるが、力を入れて取り組んでいくと、また（あの事件ようになってしまう）、と引いてしまうという部分もある。高等部になると現実問題色々な問題が起こるので、個別の対応・指導になる。具体的に性についての指導を進めていきたいと思いますとはならない。

**【委員】**

先ほど話したプログラムで呼んだ講師の方は元教員。職員も驚くほど突っ込んだ内容で隠さず教えていただいた。

**【会長】**

子どもが自分で守るという教育は何歳ぐらいするのが良いというのはあるのか。

**【委員】**

それはもう生れ落ちたときからである。性教育だけを取り上げるわけではなく、生きるということ、人権に関わること、それも含めての性教育。その人らしく生きていくということをスタートにして、その中での性教育という位置づけである。ピンポイントではなく、人としてどう生きていくか、自分も相手も大事にするところからスタートしていくものである。

**【委員】**

<p>3. その他 (情報提供等) (2)ばらあ ーと(第</p>	<p>性教育はきちんとやってほしい。自分の子どもの場合、どうして生まれてくるのか、当たり前のことを自然体で学校で教えてくれた。子どもはそのまま受け入れていた。男女の違いや付き合い方、色々な関わり方があることをきちんと伝えてあげることで、なにかおかしいことをされていると分かるようになるのが良い。</p> <p>兄弟であれ親であれ、異質なものを感じたときに嫌だと言えることを教えていくのが一番大切。知的の人が集まる場所で、知的は低くなかった人がおじいさんに手を出されて中絶するということがあった。そういうことがあるということを普通の生活の中で話すことが大事。</p> <p><b>【副会長】</b></p> <p>性教育と性犯罪は質が違うと感じる。性犯罪は表面化しにくい。でも周りは悩んでいる。そういうことがあっても確認しにくく、普通だったら、何を悩んでいますか?と聞けるが、性犯罪は踏み込みにくい。確認はできていなくても、事業所やいろんなところでひよっとしたらということがあった時点で周りの人と相談ができるような仕組みがあれば、そこから開けていくかもしれないと思う。本人を中心に周りも悩んでいると思う。虐待と同じで、何かが起きてから・確認をしてから、ではなく、確証はなくても抵抗なく相談できる仕組みをつくれたら良い。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>性犯罪という意識がないこともある。知的の男の子が女の子にいたずらをしていて、それを遊んでいると思っていた。その女の子と仲良しで、女の子も遊んでもらっていると思っていた。男の子で障害によって良い悪いの判断ができない人もいる。男の子は自然とそういう願望が出てくること、そういうことがあるということを教えてあげるのが大事ではないか。親でも親でなくても誰かがそこに関わってあげられたら、女の子も傷つかないし、男の子もしてはいけないことを自然と覚えられると思う。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>すごくシンプルで、好きな人だったら手を繋ぐ・キスをしたいは自然だけど、好きではない人からそれをされたら断らなければいけないということは教えるべき。それを教えるのは学校であるべき。そのような機会がタブーになっているのは不幸。</p> <p><b>【課長】</b></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>教育部門にも伝えながらどう取り組んでいけるか、調整を進めていきたい。</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>続いて、次第にはないが、手話言語及び障がい者のコミュニケーション条例について。議会からの提案で条例化を目指していたが、3月の上程は見送り、今まで議論されてきた内容は整理して追って報告すると議会事務局から聞いている。</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>ー美術展と講演会のお知らせー</p> <p><b>【会長】</b></p> <p>差別解消条例の外部委員会について、どういう人を委員にするかは解決したのか。</p>
---	---

<p>28回 多摩市 障がい 者美術 作品展) 及び障 がい者 理解促 進講演 会の案 内につ いて</p>	<p><b>【事務局】</b> 具体的な人は決まっていない。</p> <p><b>【会長】</b> 最終的に市長が判断すると理解すれば良いか。</p> <p><b>【課長】</b> いただいた意見をもとに、どのような構成が良いか市側で整理する。</p> <p><b>【会長】</b> 12月に開催される障がい者理解促進講演会講師の野澤さんが千葉県条例を作った方なので、参考としてその方に聞いても良いと思った。</p> <p><b>【事務局】</b> ご意見ありがとうございます。</p> <p>次回の協議会は、2月15日金曜日を予定しているのでよろしくお願いします。</p> <p><b>【会長】</b> 以上。お疲れ様でした。</p>
<p>4. 閉会</p>	